

臺灣總督府鐵道職工工夫以下給料支給規則

これは「くろがねのみち」が臺灣總督府報（官報）から鉄道関係の記事を抜粋したものです。内容は記述そのまま旧かな使用で転記しています。なお転記の際には注意していますが、この資料の内容の正確性は担保しません。内容に付いての誤りについてお気づきの方はご連絡いただければさいわいです。

平成二十三年一月二十三日初版

臺灣總督府報 第一〇七號 明治三十年六月二十五日

訓令第七十三號

民政 局

臺灣總督府鐵道職工工夫以下給料支給規則左ノ通相定ム

明治三十六年六月二十五日

臺灣總督 男爵乃木希典

臺灣總督府鐵道職工工夫以下給料支給規則

第一條 臺灣總督府ニ於テ鐵道業務ノ爲使役スル職工工夫以下給料

ハ此規則ニ依リ支給ス

第二條 給料ハ實際從事シタル日數ニ依リ之ヲ給シ其定時間内欠勤

シタルモノハ一時間毎ニ日給ノ十分ノ一ヲ減シ定時間外就業シタ

ルモノハ一時間毎ニ日給ノ十分ノ一ヲ増シ支給ス但一時間ニ滿タ

サル端數ハ其半時間未滿ハ半時間トシ一時間未滿ハ一時間トシテ

支給ス

内地ニ於テ採用シタルモノハ其發令ノ翌日ヨリ臺灣ニ到著ノ上就

業ノ前日迄一定ノ日給ヲ支給ス

第三條 父母ノ忌引又ハ公務ニ起因スル傷病疾病ノ爲欠勤シタル二

數ハ勤日數ニ算入ス

第四條 増給減給ハ發令ノ翌日ヨリ計算ス

附 則

第五條 本則ニ依リ給與ヲ受クルモノハ明治二十九年五月訓令第十

九號囑託員雇員傭員給與規則ヲ適用セス

第六條 本則ニ依リ給與ヲ受クルモノニハ食料ヲ支給セス

第七條 本則ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス